

開発途上国「一村一品マーケット」販売品納入企業募集要項

日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス展開課

2025 年 4 月

1. 事業の趣旨

2005 年 12 月に首相が世界貿易機関（WTO）香港閣僚会合で発表した「開発イニシアチブ」の一環として、日本政府は開発途上国の「一村一品」運動を支援しています。経済産業省及びジェトロは、2006 年 2 月から、開発途上国（特に後発開発途上国：LDC）の販売品を日本国内に積極的に紹介する開発途上国「一村一品」キャンペーンを実施しています。これは、途上国の地域活性化を図るために、地域住民が自ら誇ることのできる特産品を発掘し、国内のみならず世界の市場にも通用する競争力のある商品に仕上げる活動を支援するものです。ジェトロは、この趣旨に沿い、経済産業省と共催で成田、関西の 2 国際空港に途上国産品の展示・販売コーナー「一村一品マーケット」を開設しています。

2. 販売する空港

開設中の「一村一品マーケット」成田国際空港店、および関西国際空港店での販売品の出品者を以下の要領で公募しています。

3. 運営方法 委託販売方式

販売期間：「一村一品マーケット」開催期間中（2026 年 3 月末）
（以降、1 年毎の更新相談）

4. 販売品の納入先

ジェトロが委託した運営会社（「一村一品マーケット」運営事務局）

5. 販売品の出品者及びその販売品の選定基準

＜出品者の選定条件＞ 日本国内に本社があり、当該販売品の輸入販売実績がある法人及び個人事業主を対象とする。また以下の条件を満たすこと。

- （1） 出品者は、負担金として売上げの 10% をジェトロが委託した運営会社を通じてジェトロに納める。なお、うち半額は運営会社が「一村一品マーケット」の運営等のために使用する。
- （2） 購入者との販売品に関するトラブル及びクレームに対応する。

- (3) 出品者の負担により輸送時を含め販売品の欠損・盗難に備え保険を付保する。
- (4) 販売品情報（生産国、販売品説明など）を運営会社に提供する。
- (5) 消費者からの販売品に対する質問等について対応する。
- (6) 開催期間中に運営会社の指定する期日、場所に安定して販売品を納入する。その輸送費は出品者が負担する。

<出品する販売品の条件>

- (1) 日本政府の「一村一品キャンペーン」の主たる対象国である後発開発途上国（LDC）を中心とした 80 カ国の商品。※別添：対象国リスト参照
但し、販売スペースの都合上、まだ取扱いのない国の商品を優先します。
- (2) 出品者が既に輸入販売実績のある商品とする。
- (3) 通関、検疫を済ませた正規輸入品であり、日本の法令・規制をクリアしている商品。
保税品、外交官用貨物、仮輸入貨物（展示会用サンプル品）などは不可。
- (4) 生産国が明確であり、生産国の明記がしてある商品。
※原料の生産から製品化（実質的な変更を加える加工・製造）までキャンペーン対象国内で行われ、日本に輸入された商品
- (5) 生産国における生産から商品の製品化、日本に輸入されるまでの間に、環境に配慮し、人権や労働者の権利を侵害せず、かつ、腐敗汚職に加担することもない商品
- (6) アルコール類、タバコ類は除く。
- (7) 生鮮品、賞味期限の短い食品などは除く。
- (8) 日本の市場にある程度参入、定着しているとジェトロが判断する商品は、事業趣旨にそぐわないので除く場合がある。
- (9) 上記（1）から（8）に合致する商品であっても、ジェトロが販売品として適さないと判断する場合は、対象から除く場合がある。

以上

〔問い合わせ連絡先〕

日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス展開課

E-mail：OVOP@jetro.go.jp